

# 多摩市手話条例制定後の取り組みについて

資料5

多摩市手話言語条例（素案）第8条 施策の推進の各項目に該当する現在市で実施している取り組みと他市の動向などから今後考えられる取り組みについては以下のとおりです。

項目	現在市で実施している取り組み	今後考えられる取り組み
(1) 手話に対する理解の促進及び普及を図ること。	障がい者とともにひとときの和、市役所職員（2年目）向け研修、（仮称）耳の日イベント（令和7年3月8日予定）、手話言語条例啓発ポスター作成、条例逐条解説の作成	市役所職員向け啓発・研修、市民向け講演会
(2) 手話により意思疎通をし、情報を得る機会の拡大を図ること。	タブレット通訳サービス、意思疎通支援事業（手話通訳者の派遣）、条例逐条解説の作成	市役所への手話通訳者設置
(3) ろう者が手話を使用しやすい環境の整備を図ること。	意思疎通支援事業（手話通訳者の派遣）、手話講習会、タブレット通訳サービス、手話言語条例啓発ポスター作成、条例逐条解説の作成、窓口への手話マーク・シンボルマークの設置	市役所への手話通訳者設置、市民向け講演会
(4) 全ての市民に対して手話を学ぶ機会を確保すること。	手話講習会、障がい者とともにひとときの和	
(5) 手話通訳者の確保及び育成並びに活動環境の充実を図ること。	意思疎通支援事業（手話通訳者への研修）、手話講習会	
(6) 災害時において、ろう者が必要な情報を的確に得る手段の確保に関するここと。	聴覚障がい者用ゼッケン・シールの配布	
(7) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要な事項。	多摩市障がい者相談員事業	